

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年8月2日 開会 9時55分 閉会 10時14分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

西田久志 大鳴二郎 西村慎次郎 三宅文雄
藤原浩司 宮地俊則 森下金三

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 上野安是

(2) 委員外議員 なし

(3) 説明員 なし

(4) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 岡田光雄

主任 藤井隆史

6. 傍聴者

(1) 議員 0名

(2) 一般 0名

(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長(西田久志君) 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

〈議長あいさつ〉

委員長(西田久志君) 本日の議題は、1、議会への提案について、2、その他でございます。

〈議会への提案について〉

〈提案について協議〉

〈決定〉

〈行政視察について〉

〈視察先について協議〉

- ・安曇野市のデマンド交通、米原市の廃校を利用した資料館については決定。
- ・希望のあったテーマで近隣から探すことに決定。(正・副委員長に一任)

〈議長あいさつ〉

委員長(西田久志君) 以上で総務文教委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

議会への提案についての協議結果

番号	回収場所	記入日	内容
1	アクティブ ライフ井原	25. 1. 20	井原市選挙管理委員会のミスで不在者投票が出来なかった。日本の国を左右する衆議院選挙のことです。井原市役所の人は1票の重さというものをわかっていない。井原市民のためにもっと仕事に力を入れてほしい。

回答（案）

この度は井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきました提案につきまして、大変遅くなり申し訳ありませんが、選挙管理委員会に確認した結果をもとに井原市議会から回答させていただきます。

井原市選挙管理委員会に問い合わせたところ、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙においては、御提案のような事例はなかったと聞いております。

なお、不在者投票は期日前投票と同様に、選挙当日、投票所に行けない選挙人のために設けられた制度であり、その投票は公示日翌日から選挙期日前日までの間行うことができますが、選挙当日は選挙人名簿に登録されている投票区の投票所でしか投票できないこととなっております。（下記、公職選挙法等抜粋を参照願います。）

選挙に関するお問い合わせ等ございましたら、井原市選挙管理委員会にお尋ねいただきますようお願いいたします。

○公職選挙法抜粋

（投票所における投票）

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

（期日前投票）

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

○公職選挙法施行令抜粋

(船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票の特例)

第五十八条 第五十三条第一項第一号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人のうち病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの又は第五十五条第四項各号に掲げる者は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その投票用紙及び投票用封筒をそれぞれ同条第二項又は第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者に提示し、その点検を受け、その管理する投票の記載をする場所において、第五十六条第二項の規定に準じ